

改正貸金業法フォローアップチーム関係者ヒアリング（2010.9.9）

「改正貸金業法の完全施行後の状況について」

中小企業家同友会全国協議会

政策局長 瓜田 靖

1、中小企業家同友会とは

- ・ 1957年に東京で日本中小企業家同友会（現・東京中小企業家同友会）として創立。
- ・ 中小企業家同友会全国協議会（以下、中同協）は1969年に設立され、47都道府県ごとに同友会組織が存在し、41,209名（2010年8月）の中小企業経営者が個人加盟している。会の財政は会費収入が中心であり、国や自治体から補助金など財政的支援は受けていない独立した中小企業団体である。
- ・ 20年前から4半期ごとに「同友会景況調査報告（DOR）」を実施している。
- ・ 2010年4～6月期に実施した調査要領は次の通り。調査時は6月5～15日。対象は、中小企業家同友会会員企業。回答企業数は、2484社より1023社（回答率41.2%）、建設業177社、製造業351社、流通業・商業307社、サービス業185社。平均従業員数は、正規従業員数37.0人、臨時・パート・アルバイト40.6人。

2、会員企業の金融動向

〔金融の動向〕

資金繰りの改善続く——仕事量の回復を反映して製造業ではやや厳しさが増す

2010年4～6月期の資金繰りDI（「余裕」または「やや余裕」企業割合－「窮屈」または「やや窮屈」企業割合）は1～3月期調査から2ポイント「窮屈」超過幅が縮小し、△7となった。資金繰りは依然として厳しいものの、2009年1～3月期以降の改善が今回も続く結果となっている。

業種別に資金繰りDIの状況をみると、流通・商業と製造業が注目される。流通・商業のDIは、「窮屈」超過幅が1ポイント改善して0となり、他業種に先駆けて2年振りに水面下を脱した。サービス業（△13→△8）、建設業（△31→△21）でも「窮屈」超過幅の縮小がみられたが、建設業の場合には、他業種に比べて突出して厳しい状況が続く。他方、今回調査において業況が改善した製造業では、仕事量の回復を反映して資金繰りの厳しさが増し、DIは4ポイント「窮屈」超過幅が拡大して△6となった。

地域経済圏別では、中国・四国が特徴的である。6地域経済圏中、唯一「余裕」超過を続けている中国・四国では、今回も「余裕」超過に踏みとどまったが、DIは9から0へ急低下している。残りの北海道・東北（△7→△6）、関東（△15→10）、北陸・中部（△10→△9）、近畿（△12→△6）、九州・沖縄（△15→△12）はいずれも「窮屈」超過幅がわずかに縮小した。

企業規模別で注目されるのは、20人以上50人未満と20人以下の両企業階層群である。20人以上50人未満のDIは1～3月期調査の△4から一転、水面下を脱し、今期は4を記録した。同階層の「余裕」超過は、2008年4～6月期以来2年ぶりである。また、50人以上100人未満（20→16）、100人以上（33→24）では、「余裕」超過幅が幾分縮小したものの、依然として資金繰りには「余裕」がみられる。これら企業階層群の「余裕」超過に対して、厳しい状況に置かれているのが20人未満の企業階層である。1～3月期わずかに「窮屈」超過幅が縮小した20人未満では、今期は逆に大幅な「窮屈」超過幅の拡大がみられ、DIはここ5年で最悪であった2009年1～3月期と同

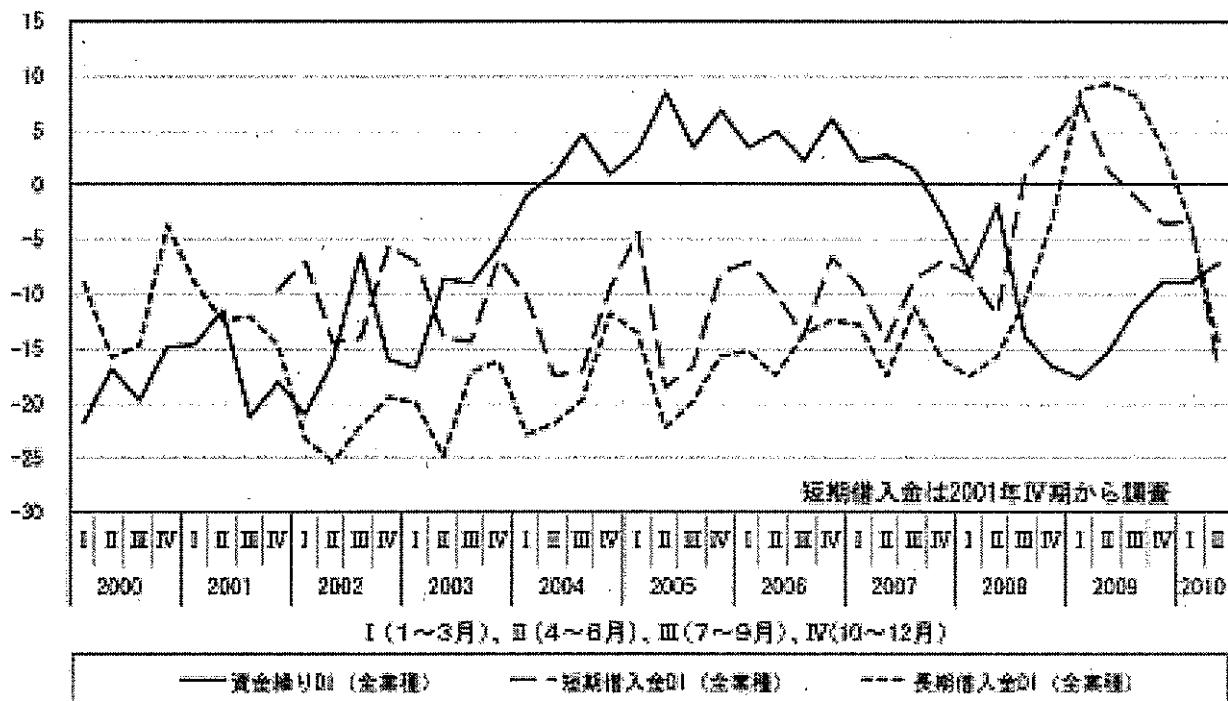
様、△29 となった。

今期まで、資金繰りはほぼ 1 年半にわたって改善が続いてきたにもかかわらず、この間、企業の資金需要は相変わらず低迷を続けている。短期資金の借入金 DI（「増加」－「減少」）は、1～3 月期調査から 14 ポイント「減少」超過が進んで△17、長期資金も 10 ポイント「減少」超過が進んで△14 となった。とくに、短期資金では建設業（1→△12）、サービス業（2→△27）、長期資金では、建設業（1→△12）、製造業（10→△9）でこの傾向が強く、いずれも「増加」超過から「減少」超過へ転じた。この結果、借入金の有無（「有り」の割合）は 1～3 月期調査よりも 0.7 ポイント減少して 78.8% と調査開始以来 3 番目に低い水準にとどまった。

借入金利 DI（「上昇」－「低下」割合、前期比）は、長期・短期金利とも△8→△11 へ「低下」超過幅が拡大しており、借入難度（「困難」－「容易」割合）も、短期資金（△18→△22）、長期資金（△17→△20）で「容易」超過割合が拡大していることからみて、借入資金の低迷は、依然として続く仕事量の減少や設備投資の手控えなど、資金需要の低迷が主な原因として考えられる。実際、「金をこれ以上借りない体質作りを考えています」（神奈川・はかり製造）といった後ろ向きなコメントも寄せられている。また、緊急保証制度の開始から 1 年半以上が経過し、利用企業が一巡したり、金利負担の重さから資金を返済に回しているといったことも原因として考えられる。一方で、昨年 12 月に施行された中小企業金融円滑化法にもとづき返済猶予を受けた企業は、追加融資が受けにくくなっているとの声も聞こえはじめており、金融機関の貸出姿勢が今後注目を集めることになりそうである。

なお、受入手形期間 DI（「短期化」－「長期化」割合、前期比）は、横ばいで推移した。

資金繰り DI（「余裕」－「窮屈」割合）、短期・長期借入金 DI（「増加」－「減少」割合）



3、会員企業および周辺の改正貸金業法に関わる動き

- 当会の会員構成では、個人経営の割合は大都市部で多く、約20%であるが、弁護士や社会保険労務士、経営コンサルタントなど専門家・専門サービス業、いわゆる「士族」が14~15%を占め、それ以外の個人経営者は5~6%ぐらいである。この層は、会合にあまりでない、アンケートに応じないことが多く、その経営状況や意見を把握することが難しいのが実態である。
- 今回、時間がなく、この層などを対象にしたヒアリングを行うことはできなかったが、全国47都道府県の事務局長にマーリングリストに改正貸金業法の影響を問い合わせたところ、3つの同友会から回答があった。
- ある同友会の会員からは貸金業のユーザーとしてではなく、間接的な影響として2件いただいた。「弊社不動産賃貸物件の管理をしており、少数ではありますが、賃貸居住物件の遅延・滞納者が増えております。月給に対し120%の生活費がかかるなか、ボーナスの減少によるダメージが直接の要因と思われますが、それをカバーしてきたクレジット規制によるものと思っております。」「世の中の流れがクレジット化し、売り上げの80%がクレジットカードという中で、改正貸金業法の実施により、毎年4~5月期に確保していた新規カード発行による顧客が半減した。」
- ある同友会の役員からは、「住宅ローンなどでボーナス返済の割合を厚くしている人たち（返済能力が弱い人が多い）が、ボーナスが支給が減額されるなどで、つなぎでカネを借りようと思っても、改正貸金業法の完全実施で借りられなくなつて困っている人がでてくるのではないかと心配している」という声があった。
- 金融機関と定期的に懇談している同友会では、ある信金から改正貸金業法の影響を大変心配していると言われ、会内のアンケート項目に入れようか検討したが、回答数が非常に少ないことが予想され、採用されなかつた。ただし、社員さんのところで、直接影響が出てくる可能性もあり、しばらく様子を見ようということになった。また、イレギュラーなケースだが、会員に2社ノンバンクが入つてゐるが、1社は今回ノンバンクをやめ、不動産業に転換した。もう1社の経営者は今の状況を「業界として自ら努力してこなかつた結果だ」と言つてゐる。

4、その他

以上